

川崎市選挙管理委員会事務局職員の暫定再任用及び暫定再任用の任期の更新  
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条から第7条まで及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号。以下「改正条例」という。）附則第5項から第18項までの規定に基づき、川崎市選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）職員の暫定再任用（改正法附則第4条から第7条までの規定により採用することをいう。以下同じ。）及び暫定再任用の任期の更新を適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、改正法及び改正条例で使用する用語の例による。

(選考区分)

第3条 川崎市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げるときは、原則として別表に定める区分により選考を行うものとする。

- (1) 退職時において事務局に属する定年退職者等が暫定再任用を希望したとき。
- (2) 定年退職者等であって、現に事務局で暫定再任用されている者が任期の更新を希望したとき。

(選考の特例)

第4条 委員会は、他の任命権者との協議により、他の任命権者に対して選考の申込みを行った者を委員会に対して申込みを行った者とみなして選考することができる。この場合において、選考は、当該他の任命権者が提出した書類により行うものとする。

2 委員会は、選考の申込みを行った者について、他の任命権者との協議により、当該他の任命権者が行う選考を受けさせることができる。

(選考に関する事務)

第5条 委員会は、選考について次に掲げる事務を行う。

- (1) 選考の案内に関すること。
- (2) 選考を行うこと。
- (3) 選考の結果を本人に通知すること。
- (4) その他選考に関し必要なこと。

2 委員会は、他の任命権者と協議し、前項の事務を計画的に実施するものとする。

(選考基準)

第6条 選考に当たっては、勤務成績が良好であり、かつ、就労意欲及び選考の対象となる職に必要な職務遂行能力を有すると認められることを基準とする。

(選考方法等)

第7条 委員会は、次に掲げる方法により選考を行うものとする。

- (1) 面接
- (2) 勤務成績の判定
- (3) 健康状況の判定

2 選考項目ごとの基準については、別に定める。

3 任期を更新しようとする場合において、同一の職種名が付され、かつ、同一の職務の級が決定されるときは、第1項第1号に規定する面接を省略することができる。

(任期の更新に関する同意)

第8条 改正条例附則第9項に規定する職員の同意は、委員会が年度ごとに定める暫定再任用任期更新意向調査書により確認するものとする。

(選考に関する調査)

第9条 委員会は、第3条第2号及び第4条第1項の規定に基づき選考を行う場合に

は、必要な事項を調査することができる。

- 2 委員会は、第4条第2項の規定に基づき選考を行う他の任命権者の求めに応じて必要な協力を行うものとする。

(選考結果の通知)

第10条 委員会は、選考結果を本人に通知するものとする。ただし、第4条第2項の規定による選考を行った場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(川崎市選挙管理委員会事務局職員の再任用の選考及び再任用の任期の更新に関する要綱の廃止)

- 2 川崎市選挙管理委員会事務局職員の再任用の選考及び再任用の任期の更新に関する要綱(15川市選第1746号)は、廃止する。

別表（第3条関係）

選考区分	採用する職の範囲
事務職員	書記の職名を有する職員が就いている職のうち、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職として委員会が指定する職